

令和2年12月定例会 産業労働企業委員会の概要

日時 令和2年12月14日（月） 開会 午前10時
閉会 午前10時53分

場所 第5委員会室

出席委員 松澤正委員長
永瀬秀樹副委員長
渡辺大委員、木下高志委員、須賀敬史委員、齊藤正明委員、
杉田茂実委員、松坂喜浩委員、塩野正行委員、守屋裕子委員、浅野目義英委員

欠席委員 山根史子委員

説明者 [産業労働部関係]
加藤和男産業労働部長、新里英男産業労働部副部長、
中山貴洋産業労働部雇用労働局長、藤田努産業労働政策課長、
大熊聡商業・サービス産業支援課長、近藤一幸産業支援課長、
齊藤豊先端産業課長、秋山純企業立地課長、小貝喜海雄次世代産業幹、
大森明紀金融課長、島田邦弘観光課長、田中健雇用労働課長、
澁澤幸シニア活躍推進課長、檜山志のぶウーマノミクス課長、
稲葉岳産業人材育成課長

奥山秀労働委員会事務局長、
吉田雄一労働委員会事務局副事務局長兼審査調整課長

[企業局関係]
高柳三郎公営企業管理者、磯田和彦企業局長、鈴木柳蔵管理部長、
松永和高水道部長、高柳正行総務課長、吉田薫財務課長、
佐藤和央地域整備課長、大嶋靖之水道企画課長、清水隆水道管理課長、
鈴木喜弘主席工事検査員

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第113号	令和2年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
第114号	令和2年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）	原案可決
第115号	令和2年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第2号）	原案可決
第144号	指定管理者の指定について（埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設）	原案可決

2 請願

議請番号	件名	結果
議請第7号	私たちの働きを認めて！女性の果たしている役割を適切に評価するよう求める請願	不採択

【付託議案に対する質疑（産業労働部関係）】

渡辺委員

- 1 公募の申請団体数が2団体というのは少ない印象であるが、どういったことが原因か。また、今後の工夫について伺う。
- 2 選定理由として、Withコロナ時代に対応した施設の新たな活用方法について具体的提案がされているとあるが、どういった内容か。
- 3 選定理由に多目的ホールの一般利用料金の細分化による利用者層の拡大とあるが、具体的にどのような提案だったのか。

産業支援課長

- 1 公募に当たり、類似業務を行う企業や業界団体、昨年度西部地域振興ふれあい拠点施設の指定管理者選定に応募した者等に対し、公募に関する情報を積極的に提供した。また、応募しやすいよう、施設の修繕履歴、電気や水道の使用量実績、自主事業の参加実績など、公開する情報を拡充し、応募者の増加に努めたところ、7月16日の現地見学会には10者の参加があったが、最終的な応募は2者であった。応募が少なかった原因については、企業に対し行ったヒアリングで、コロナ禍で先行きが不透明であり、新たな指定管理に挑戦することは難しいといった意見が多かった。
- 2 新たな活用方法について、多目的ホールの活用方法として「ハイブリット・コンベンション」という、多目的ホールのリアルな場では少人数で催事を実施し、ネットでライブ配信等する形を提案してきている。また、多目的ホールは平土間で使い勝手が良いので、法人向けのサブオフィスとしての利用ができないかという話もあり対応していきたいとの提案がある。また、LAN回線を強化するといった提案もあった。
- 3 現在、多目的ホールの料金体系は県民利用、一般利用の2区分となっている。県民利用の要件は、主催者が県内であること、入場料等を徴収しない、来場者が不特定多数で営利を目的としない、という厳しいものとなっている。このような中、県民で、例えばNPOの団体が使おうとしても、不特定多数という要件に引っ掛かってしまうので、不特定多数という要件をはずし、一般利用Bという、おおむね一般料金の50%から65%の料金区分を設けた提案があった。

渡辺委員

応募が少なかった原因について、現地見学会には10者の参加があり、その後ヒアリングをして、コロナにより先行き不透明だから応募は難しい、という話だったとの理解でよいか。

産業支援課長

ヒアリングは現地見学会の前に行っている。業界団体等に公募について情報提供を行い、その際にヒアリングを実施した。

守屋委員

- 1 指定管理者候補者が、現在の4者の共同体での運営から、今回1者での申請とした理由は何か。これまで一緒に運営してきて、何か問題があったのか。

- 2 指定管理料が、年間100万円ほど下がっているが、どのような理由か。人員配置等に影響は出ないのか。

産業支援課長

- 1 現在は株式会社コンベンションリンクージを含むJVで指定管理を受けているが、今回は単独で応募してきている。コンベンションリンクージからは、コロナ禍での経営判断が迅速にできることに加え、金銭的な責任を明確にするため、現在の企業体構成員とも協議の上、単独で応募したとの説明があった。また、施設維持管理業務等は、現在の構成員に業務委託する予定と聞いている。
- 2 コロナ禍による利用料金収入の減少を見込んで想定をしている。その上で光熱水費等の経費の節減等を見込んでおり、結果的に年間で約100万円、指定管理料を減額する形となっている。ただ、維持管理に係る人員配置については、基本的に現状と変わらないと聞いている。

齋藤委員

- 1 審査結果について、「提案価格」180点の配点に対して、1者が121点で、もう1者が10点と点差が大きいが、どういう考えによるものか。
- 2 「運營業務」の配点600点に対して、両者とも得点が低いように感じる。選定理由にはそれなりの内容が示されてはいるが、どんな運営を期待しているか。

産業支援課長

- 1 「提案価格」は、令和元年度の指定管理料等を基準額とし、基準額に対する増減に応じて定量的に評価した上で、面接審査で提案価格の考え方・妥当性を確認し、最終的な採点を行った。コンベンションリンクージは基準額を下回っているのに対し、A団体は基準額を10%以上、額にして5年間で5千万円以上、上回ったことが両者間に大きな差がついた主な理由である。
- 2 コンベンションリンクージの提案は、現在の指定管理者として手堅い提案であった。A団体の提案にも良いものはあったが、価格差を覆すものではなかった。コロナ禍の運営において、これまでの実績を生かしていただくことを期待する。

齋藤委員

「提案価格」について、両方で100点以上差があり、ここまで差がつくとほかの要素での逆転は難しく、結局価格が勝負になるのではないかという印象もある。価格が安ければいいのかという問題もある。もちろん、安い場合は本当にできるのかという見方もあるが、今後も考え方を工夫することを要望する。答弁は不要である。

【付託議案に対する質疑（企業局関係）】

守屋委員

- 1 債務負担行為について、平準化を図ることを今まではなぜできなかったのか。
- 2 埋蔵文化財調査はどのようなところで実施しているのか。
- 3 この産業団地には何社が入る予定だったのか。今回の延期によって、それらの企業はどうか。今、行田市議会でも問題となっていると聞いているので、状況を伺う。

財務課長

- 1 通常は予算の議決後、年度が明けてから契約手続を行うため、どうしても工事の着手が6月以降になり、4月、5月には工事ができず平準化できなかった。今回、令和3年度当初予算に計上予定の14件の工事について債務負担行為を設定することにより、1月から発注準備を行い、4月には工事に着手できることとなるため、設定をお願いすることとなった。

地域整備課長

- 2 団地の敷地全体のうち公園や調整池など公共施設の部分で発掘調査を実施している。
- 3 企業は当初5社を内定したが、新型コロナウイルスの影響等により2社辞退した。現在は3社が内定という状況である。3社に対しては事業の延期について説明し理解いただいている。

守屋委員

平準化のための債務負担行為については評価する。平準化は大事なことだと思っているので良い傾向である。地域整備事業については、5社のうち2社が辞退したとのことだが、今後、どのように対応するのか。

地域整備課長

3社については、もともと第一希望ではない区画で内定している企業や、面積の拡大を考えている企業などもあり、こうした企業と区画割等をどうするか調整していきたい。

須賀委員

埋蔵文化財調査費に関して、行田市との基本協定では試掘調査は市が行うとのことだったかと思う。市からは埋蔵文化財はないという報告を受けていると思うが、報告を受けて県はどのような対応をしたのか。

地域整備課長

事前調査の段階では行田市から「埋蔵文化財はない」という報告を受け、そういった情報をもとに総合的に判断して事業化を決定した。試掘はその後に行われ、その結果、「埋蔵文化財がある」との報告を受け、発掘調査を実施することとなった。

須賀委員

過去に整備した行田みなみ産業団地でも埋蔵文化財が確認されており、場所が近い本団地で出ることにについて予想できたはずである。また、平成元年度以降、企業局の整備した25の団地のうち6団地で埋蔵文化財が確認されている。これを考えると調査費を県が全て負担するのはどうなのか。市と県で応分の負担をすることについて法的に問題はあるか。

地域整備課長

埋蔵文化財の調査については、文化庁通知により開発事業者が実施することとなっている。これまで企業局が実施していたが、市町村も共同事業者であり、協定で役割分担を明記すれば可能であると考えている。

須賀委員

そうであるならば、基本協定の中で、市町村の応分の負担を明記すれば、市町村の意識も高まる。県として考えた方がよいのではないか。

企業局長

今後、産業団地を整備するに当たっては、まずは事前調査を徹底し、可能な限りリスクの回避を図っていきたい。そうした中でも、不測の事態が発生した場合の地元市町村との負担割合についてのルールを協定の中で定め、事前に双方確認した上で事業化したい。

【付託議案に対する討論】

なし

【請願に係る意見（議請第7号関係）】

渡辺委員

議請第7号「私たちの働きを認めて！女性の果たしている役割を適切に評価するよう求める請願」について不採択とすべき立場から発言する。所得税法第56条は、個人事業者が配偶者や親族に対価を支払った場合、必要経費に算入しないことを定めている。一方、配偶者や親族は経営の重要な担い手であり、その役割が正當に評価されるべきことは言うまでもない。そこで、所得税法第57条では、事業に従事する配偶者や親族がある場合の必要経費の特例を定め、家族従業者への給与の実額による経費算入を認めている。本請願では、所得税法第56条の廃止を求め、白色申告の場合に家族分の働きを認めないということは、もはや、道理がないと主張している。しかし、白色申告が簡易な方法による記帳義務であるのに対し、青色申告は正規の簿記による記帳が求められることから、青色申告者に税制上の優遇制度を設けることは合理性があると言える。また、国内外の動きもあるが、税制改正は、国民生活や経済活動に大きな影響を与えるため、国政の場において様々な視点から幅広い議論と検討がなされるべきと考える。よって、「所得税法第56条は廃止するよう国や政府関係機関へ意見書を上げること」を求める本請願は、不採択とすべきである。

守屋委員

採択をお願いする立場から意見を述べる。議請第7号、「私たちの働きを認めて、女性の果たしている役割を適切に評価するよう求める請願」であるが、長年にわたって業者婦人が自分たちの働き分を認めてほしいと訴え続けてきているものである。古い家父長制度に基づく「所得税法第56条」によって、自営業者の家族の働き分が必要経費として認められていない。第57条では、事業主の配偶者やその親族が事業に従事したとき、配偶者は年に86万円、それ以外の家族は50万円が控除されるのみである。扶養者の女性がパートで働いている方より低い賃金となっている。このことは、商売を支える家族従業者の働き分を認めない差別で、人権侵害や差別となるのではないか。全国で500を超える自治体が「所得税第56条は廃止すべき」と意見を挙げている。私は、この法が昭和25年に創設されたもので、いつまでも残しておくこと自体が問題だと思っている。外国では、アメリカ、イギリス、ドイツやフランスにおいて、家族従業者の給料は必要経費とみなされている。税理士会、税理士団体、全国女性税理士会も第56条については見直すべきだという意見書を挙げ、弁護士団体も意見書を国に挙げてきている。昨年、我が党の大門実紀史参議院議員が国会の財政金融委員会で取り上げたが、この時、国務大臣は「以前から所

得税法第56条を見直すべきとの御指摘を受けておりますので、引き続き丁寧に検討させていただきます」と答弁をしている。埼玉県議会からも廃止をするように意見書を国に挙げることによって一歩前進するのではないかと思う。請願に対して賛同する立場から、意見を述べたが、委員の皆様においては賛同くださるようお願いする。

浅野目委員

議請第7号について、採択すべき立場から意見を述べる。所得税法第56条については、戦後のシャープ勧告で、所得分割を抑制する措置、つまり所得分割を恐れて、要領の良い納税者の出現を想定して、勧告を受けて翌25年に創設された税制のことであり、70年前のことである。論点は2点ある。一つは、家族従業員といえども働いているという立脚点に立つと、経費として認めないのはなぜかということである。記帳の方法以前に、実際に働いているということについて、よく考えなければならないと考える。二つ目は、70年前の制定時と現在では社会状況が変化しているということである。昭和25年の女子労働者数は1400万人程度で、その3分の2が家族従事員であり、働くことが当時珍しかった、働いていても家族が中心だったという社会状況がある。翻って現代では2,500万人と約2倍であり、当然家族従業員の数は減っている。給与の支払状況については、70年前は家族に給料を支払う慣習は一般的ではなかったと想像される。今は家族に対しても給料を支払うことが定着してきている。賃金の支払の慣行は、税法はよく分からないが、確認率、捕捉率というのか、税法の執行の実績によっても示されていると思う。70年前の制定当時の解釈や適用の考え方から卒業して、現代の社会情勢や家族の在り方にあった第56条を考えると、もはや廃止すべきだという考え方に立たざるをえないのではないかと思う。以上で、採択すべきだという立場の発言とする。
